

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	療育手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三重県は、療育手帳交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

三重県知事

## 公表日

令和7年9月11日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	療育手帳の交付に関する事務
②事務の概要	1 新規申請に関する事務 2 再交付申請に関する事務 3 氏名、居住地等の変更に関する事務 4 返還に関する事務
③システムの名称	療育手帳交付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
療育手帳交付システム データベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の8及び50の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○情報提供に係る根拠 番号法第19条8号に基づく主務省令 第2条の表 11、14、18、20、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、113、124、125、144、161、163の項 ○特定個人情報の照会 情報照会を行わない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	三重県障害者相談支援センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒514-0004津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報公開窓口(総務部文書・情報公開課) 059-224-2073
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒514-0113 津市一身田大古首670-2三重県障害者相談支援センター 059-236-0400
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[      ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。住基ネット照会は住所を含む3情報による照会を原則とする。複数人での確認や上長による最終確認を行う。更新時には本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか確認を行う。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [            十分に行っている            ]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策            ]</div> <div style="text-align: left;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: left;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</div> <div style="text-align: left;">6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">9) 従業者に対する教育・啓発</div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [            十分である            ]
判断の根拠	手帳交付システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるようアクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月19日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	三重県は、療育障害者手帳交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。	三重県は、療育手帳交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	重要な変更当たらない
令和5年10月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	1新規申請に関する事務 2再交付申請に関する事務 3氏名、居住地の変更に関する事務 4返還に関する事務	1新規申請に関する事務 2再交付申請に関する事務 3氏名、居住地等の変更に関する事務 4返還に関する事務	事後	重要な変更当たらない
令和5年10月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報公開窓口(戦略企画部情報公開課)059-224-2073	〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報公開窓口(総務部文書・情報公開課)059-224-2073	事後	重要な変更当たらない (組織改正)
令和7年9月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の7の項及び33の3の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条第2号及び第24条の5	番号法第9条第1項 別表の8の項及び50の項	事後	重要な変更当たらない (法令の表記にあわせた修正)
令和7年9月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	○情報提供に係る根拠 【番号法第19条8号 別表第二】 10の項 【番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)】 第9条第1号・第4号 ○情報照会の根拠なし(療育手帳の交付に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	○情報提供に係る根拠 番号法第19条8号に基づく主務省令 第2条の表 11、14、18、20、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、113、124、125、144、161、163の項 ○特定個人情報の照会 情報照会が行わない	事後	重要な変更当たらない (法令の表記にあわせた修正)
令和7年9月11日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	重要な変更当たらない (時点修正)
令和7年9月11日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	重要な変更当たらない (時点修正)
令和7年9月11日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	十分である 申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。住基ネット照会住所を含む3情報による照会を原則とする。複数人での確認や上長による最終確認を行う。更新時には本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか確認を行う。	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
令和7年9月11日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	2) 目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスクへの対策	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
令和7年9月11日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	記載なし	十分である 手帳交付システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるようアクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加